

令和2年第8回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月28日（火）
午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（18人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎						
会長代理	2 番	松本 千代治						
委 員	3 番	山口 隆	4 番	谷脇 文弘	6 番	津口 祐二		
	7 番	岸本 六郎	8 番	白石 幸憲	9 番	福田 務		
	10 番	葉山 諭	11 番	瀬川 洋子	12 番	浦口 大輔		
	13 番	辻尾 政幸	14 番	朝長 久夫	15 番	宮崎 壽治		
	16 番	水嶋 政明	17 番	葉山 静子	18 番	知念 近海		
	19 番	田中 初治						

5. 欠席委員（1人）
5 番 松崎 常俊

6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名

 - 第2 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
議案第34号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第35号 非農地通知の対象とするものの決定について

 - 報告事項 転用許可不要案件届出について
農地改良等届出について
農地の転用事実に関する照会について

7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第8回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、6 番：津口委員、7 番：岸本委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 2 頁になります。物件の所在は、西彼町小迎郷字上杉崎の畑、計 1 筆 289 m²の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「住宅」と「現住宅の約半分が建築時期を異にし、一部老朽化が著しいため、その部分を取り壊し、申請地に住宅建築を図るもの」となっています。権利種別は使用貸借権設定「永年」となっています。木造かわら葺き 2 階建ての住宅建築を予定しています。

添付資料は、3 頁から 11 頁までで、3 頁に位置図、4 頁に付近状況図、5 頁に現況写真、6 頁に字図、7 頁に航空写真を添付しています。8 頁に被害防除計画書、9 頁に土地利用計画図、10 頁に平面図、11 頁に立面図を添付しています。8 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 0.3m、最低 0 m、切土を行う最高 0.3m、最低 0 m。被害防除措置として土留め工事をする。擁壁を設ける。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、敷地を現状から南北方向に 0.3m ほど切土、盛土して南側に土留めの石積み施工し、敷地の整備をします。排水は南側の自己所有地に配管し隣接する水路に注水します。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、緑地、緩衝地を設ける。幅約 4 から 5 m。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として周囲は宅地・道路の外に東側と北側が農地ですが、緩衝地を十分にもうけて建物を配置するので、転用することによって農地への

日照、通風、耕作などに被害を及ぼす恐れがありません。排水計画ですが、雨水は溜桝、水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。

工期は許可指令書交付翌日から6ヶ月間を予定しています。申請地は道路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10番 1番について、事務局から説明があったように、使用借人は両親と同居をしておられます。

現在の住宅につきましては、一部を残して老朽化が激しい箇所を解体するわけですけれど、これは築年が違っているということもあって、そういうふうにしたいということです。今度新築をする場所ですが、現在の宅地と隣接している自己所有の畑に住宅を建築するというものです。先ほど事務局から8ページについて説明がありましたが、建築予定地は、周囲がほぼ自分の所有地になっています。予定地の正面から右側のほうに、一部農地があります。7ページの写真で見ただけであれば、お分かりかと思いますが、その予定地と農地の間には、農道兼生活道が入っています。また周囲の畑はもう既に伐採されています。そういったところを加味してみますと、日照、あるいは風の関係、こういったものは、ほとんど農地には影響がないと思われれます。また、排水計画につきましても、水路が2本通っており、雨水等については、そこに放水をします。排水計画については、心配ないぐらいにしっかりとできていると思います。私と地区担当の推進委員と、先日現場を確認しております。それと申請人は、周辺の地主の方にも、新築をするための承諾をいただいているとのことで、私としては問題ないと思っておりますので、よろしくご判断のほうをお願いしたいと思っております。以上です。

議 長 ただ今議案第32号の1番について説明がありました。

これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
の 1 番については、申請どおり許可相当といたします。

議 長 次に 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 「2 番」を説明いたします。資料は 12 頁になります。物件の所在は、
西彼町八木原郷字南の畑、計 1 筆 208 m²の申請となっています。土地
所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移
転の事由は議案書記載のとおりで「診療所建設」と「所有地での建築
計画では、建築物がおさまりきらなかったために、申請地にまたがっ
て建築する。」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっ
ています。木造カラー鋼板葺き 2 階建ての診療所建築、駐車場整備を
予定しています。

添付資料は、13 頁から 21 頁までで、13 頁に位置図、14 頁に付近状
況図、15 頁に現況写真、16 頁に字図、17 頁に航空写真を添付してい
ます。18 頁に被害防除計画書、19 頁に土地利用計画図、20 頁に平面
図、21 頁に立面図を添付しています。18 頁にもどり、申請地の造成計
画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容または被害
の発生の恐れがない理由として、申請地部分は切土、盛土を行わず
現状のまま利用・造成するため周囲に特段被害発生の恐れがない。近
傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせ
ないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 5.6m 程度、被
害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として建物の高さを加減
することにより、日照を確保できる。排水溝を設けることにより、排
水の流出を避けることができる。排水計画ですが、雨水は溜桝、汚水・
生活雑排水は、下水道処理となっています。

工期は 2020 年 9 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日を予定しています。申
請地は国道に面し宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない
孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局から
の説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 5 番 2 番について、昨日地区担当の推進委員と現地を確認してきました。
申請地は、事務局から説明がありましたように、休耕地である畑に、
診療所を建設したいというものです。申請人の所有する土地が、横に
あるわけですが、予定している診療所の建物と駐車場が入り切れず、
拡張して整備するというので、申請地以外に適地がなかったため、
ここの土地を選定したものであります。周辺には、申請地以外に農地

はなく、周辺への日照、通風に影響はないと思われます。また、排水計画によりますと、生活排水は国道に公共下水道がありますのでそこへつなぎます。医療関係の廃棄物などが出てくるわけですが、これは医療廃棄物として処理するとのことでした。雨水については、先ほどの説明もありましたように、既存の溜め舁に流れ込みます。このように計画されており、特に問題はないと思われます。よろしく審議をお願いいたします。以上です。

議 長 　　ただ今議案第 32 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 　　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可相当といたします。

議 長 　　次に議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 　　資料の 22 頁をお願いします。議案第 33 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

23 頁は農用地利用集積計画集計表です。使用貸借権・賃借権設定 9 筆 14,650 m²が計上されています。

24 頁は県公社借入分で 3 者から賃貸借する 5 筆 9,900 m²と 1 者から使用貸借する 4 筆 4,750 m²、計 4 者、9 筆 14,650 m²について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 33 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。

よって、議案第 33 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましても、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 34 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 25 頁をお願いします。議案第 34 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 26 頁から 32 頁までです。先ほど 24 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 9 筆に対して、県農業振興公社から「4 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 1 筆、賃貸借「10 年」のもの 4 筆、使用貸借「5 年」のもの 4 筆について配分を行うもの 9 筆と、賃貸借「19 年 6 ヶ月」のもの 2 筆に再配分を行う、合計 11 筆の各筆明細となっています。

今回の 11 筆は大瀬戸町雪浦下郷の担い手方に 1 筆、西彼町下岳郷の担い手の方に 4 筆、佐世保市広田町の担い手の方に 3 筆、西彼町小迎郷の担い手の方に 1 筆の計 9 筆の配分と、西彼町白似田郷の担い手の方に 2 筆を再配分する内容となっています。再配分につきましては残期間分の配分となっております。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。27 頁に利用配分計画の合意解約 3 件 10 筆分の各筆明細書、28 頁から 32 頁に借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

8 番 1 番について、昨日借り手の方と、地区担当推進委員、それと私と三人で、現場確認に行ってきました。本人に会ったら、どうも色白でどうしたのかなと思ったら、4 月ごろから体調不良ということで、もう農業は手つかずということでした。現場のほうも荒れているのじゃないかなあと行って行ってみました。やっぱり草いっぱい、管理不

足のような状態でした。今からどうしますかと尋ねたら、もう大分体も回復してきたので、今から秋作、冬作の作付けをしたいということで、本人はやる気十分でした。これからも畑のほうもぼりぼりやっていくと思いますので、特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

- 1 1 番 2 番から 5 番について、先日地区担当の推進員と、自宅訪問と現地確認に行ってきました。申請者は奥さんと二人で主に肥育牛 47 頭を育てておられます。あと田んぼと野菜を少し作っているということでした。申請の 4 筆は、以前ミカンをつくっていたところで、部会を通じて中間管理機構に貸して、集約された土地を今度は野菜畑として利用を希望されています。作物の種類は、未定ということでした。現地は現在伐採され、来年 1 月までには新しく整地される予定です。ここは白崎基盤整備事業の 3 期工事になるのですが、7 月 31 日、現地集会で寄り合いがあるとのことで、よろしくご審議願います。
- 1 3 番 6 番から 8 番について、この借り手の方は、広田の人で余りよく知らないの、農業公社のほうに尋ねてみました。この方は、認定農業者であり、西彼の方にも畑を借りてカボチャとか作っているということでした。横瀬の方の畑はミカン畑で、近くにもまだ借りて作っているところがあり、問題ないと思います。よろしく願います。
- 1 0 番 9 番について、借り手の方は現在ミカンを中心に農業経営を行っておられます。また、現在西彼ミカン部会の役員もされておられる方です。先般、この貸し手側のお父さんが病気でも亡くなりました。借り手の方のミカン園と、対象地が隣接しており、そこの管理を依頼したいということです。今回、借り手につきましては管理機構を利用して、農地の借り入れを行いたいというもので、貸借によって、規模拡大をすることになります。このような事情があるような所では、耕作の放棄により農地の荒廃化につながる訳ですが、今後の管理も引き続き見込まれますし、また農地の利用活用にもつながっていくのではないかと思います。よろしくご判断のほど願います。以上です。
- 3 番 10 番と 11 番について、借り手の方は、昨年からアグリ未来長崎でイチゴを中心に農業研修をされていました。この度、独立して自分でイチゴ栽培に取り組むということです。イチゴの育苗ベンチとハウスを含めた面積が 3,089 m²ということで、ハウスは国の補助事業等を利用して今年の 10 月に建設予定です。夫婦で取り組まれるということで、大変意欲的な方です。ご審議をよろしく願います。

議 長 　　ただ今、議案第 34 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙
手を求めます。
《挙手多数》

議 長 　　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 34 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する
意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異
議なし」といたします。

議 長 　　次に議案第 35 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通
常分を議題といたします。
1 番と 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは資料の 33 頁をお願いします。議案第 35 号非農地通知の対
象とすることの決定についてを説明します。今回は通常分 6 件・41
筆・27,626.08 m²と同意書分 3 件・16 筆・18,036 m²、計 9 件、57 筆
45,662.08 m²について、審議を頂きたいと思えます。
なお、全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係につ
いて聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。
説明に入ります。資料 33 頁から 35 頁の通常分について、物件 1 番
から 41 番の申請地の所在地については、36 頁の非農地通知申請地位
置図（通常分）を参照ください。
物件 1 番・2 番の 2 筆は西海町丹納郷の物件で、資料は 37 頁から
40 頁です。申請者は西海町木場郷にお住いの方です。37 頁に付近近況
図、38 頁に対象地の現況写真、39 頁に字図、40 頁に航空写真を添付
しています。
黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。
現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りで
は特に支障はないという判断をいたしました。事務局からの説明は以
上です。

議 長 　　それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

4 番 　　1 番と 2 番について、先日申請地を確認してきました。38 頁の写真
にありますように、数年不耕作と思われ、もう耕作はできないと判断
いたしました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 　ただ今、議案第 35 号の通常分 1 番と 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議長 　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 35 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番と 2 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 　次に、3 番から 9 番まで事務局より説明をお願いします。

事務局 　物件 3 番から 9 番の 7 筆は大瀬戸町瀬戸東濱郷、雪浦奥浦郷の物件で、資料は 41 頁から 49 頁です。申請者は大瀬戸町東濱郷にお住まいの方で相続対象物件となります。41 頁に付近近況図、42 頁から 44 頁に対象地の現況写真、45 頁から 47 頁に字図、48 頁から 49 頁に航空写真を添付しています。

黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。事務局からの説明は以上です。

議長 　それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

8 番 　3 番から 9 番について、所有者の方は高齢で入院しているので、養子に行っている息子さんと、雪浦地区の推進委員と私三人で、現場確認に行きました。この 42 頁から 44 頁の現場写真のとおり、もう全ての申請地は雑木が茂っていて、山林化していました。非農地扱いとして、特に問題はないと思いますので、どうか審議のほうよろしく願います。

議長 　ただ今、議案第 35 号の通常分 3 番から 9 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 35 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 3 番から 9 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に、10 番から 14 番まで事務局より説明をお願いします。

事務局 物件 10 番から 14 番の 5 筆は西彼町白似田郷・風早郷の物件で、資料は 50 頁から 57 頁です。申請者は西彼町風早郷にお住まいの方で相続対象物件が含まれています。50 頁・51 頁に付近近況図、52 頁・53 頁に対象地の現況写真、54 頁・55 頁に字図、56 頁・57 頁に航空写真を添付しています。

黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

3 番 10 番から 14 番について、先日地元の推進委員と所有者の方と一緒に現地を確認しました。白似田の 10 番については、傾斜地で農道がないところで、完全に山林化したような所でした。風早の 11 番から 14 番も、同じように急傾斜地で、写真のとおり山林化しており、非農地としても問題ないと思われれます。以上です。

議 長 ただ今、議案第 35 号の通常分 10 番から 14 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 35 号「非農地通知の対象とすることの決定について」

の通常分の 10 番から 14 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に、15 番から 19 番まで事務局より説明をお願いします。

事務局 物件 15 番から 19 番の 5 筆は西海町黒口郷の物件で、資料は 20 頁から 23 頁です。申請者は西海町黒口郷にお住まいの方です。58 頁・59 頁に付近近況図、60 頁・61 頁に対象地の現況写真、62 頁から 64 頁に字図、65 頁から 67 頁に航空写真を添付しています。

黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

9 番 15 番から 19 番について、先日地元の推進委員と一緒に現場を確認して来ました。現場に行ったところ、結構草木が生い茂っており、特に 19 番は、どこにあるのか分からないほどで、前任の推進委員にお尋ねしてやっと現場を特定する事が出来たような状況です。非農地にしても特に問題ないと思います。以上よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 35 号の通常分 15 番から 19 番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。

よって、議案第 35 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 15 番から 19 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に、20 番から 41 番まで事務局より説明をお願いします。

事務局 物件 20 番から 41 番の 22 筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は 68 頁から 85 頁です。申請者は長崎市浜町の方で、土地を所有する農事組合

法人の清算人となる方です。68頁・69頁に付近近況図、70頁から75頁に対象地の現況写真、76頁から80頁に字図、81頁から85頁に航空写真を添付しています。

黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

13番 20番から41番について、この農事組合法人所有の申請地を確認して来ました。竹とか雑木が生い茂っており、非農地にすること自体は問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第35号の通常分20番から41番について説明がありました。

 これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議のない方の挙手を求めます。

 《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。

 よって、議案第35号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の20番から41番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第35号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。

 事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の修正をお願いします。資料4頁の上段中央の航空写真配置図2を配置図1に、5頁の航空写真配置図1を配置図2にそれぞれ修正をお願いします。

 「同意書分」について、説明します。資料は別冊となります。2頁をお願いします。今回、申請者の方は3件、16筆、18,036㎡となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成30年度の農地利用状況調査においてB分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付

しています。今回返答された分のうち、6月9日から6月16日までに非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件1番から16番の16筆は大瀬戸町の物件で、資料は3頁から11頁までです。申請者は大瀬戸町にお住まいの方々と、相続対象物件も含まれています

3頁に航空写真の配置図所在図を添付しました。配置図番号の横の丸囲み数が対象の頁となります。4頁、5頁に航空写真配置図、6頁から11頁に対象地の航空写真を添付しています。申請対象地の番号と地図等の「番号」例えば2頁の「1番」の地図等、「多以良内1」と、4頁の非農地 大瀬戸町多以良内郷 航空写真配置図2 の赤枠「配置図1」と6頁の「非農地 多以良内郷1 航空写真」6頁「大瀬戸町多以良内郷 外郷1」の航空写真の中の「No.1」と「番号」は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「多以良内1」は航空写真のタイトルと連動しています。申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分3件、16筆、18,036㎡について審議をお願いします。当月分の累計として2頁の下段に計57筆、45,662.08㎡と表示をしています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第35号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から16番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 　　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第35号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から16番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で議案審議は終了しました。

議 長 次に報告事項に入ります。

議 長 転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は12頁をお願いします。令和2年7月受付、農地転用不要許可案件届出について説明をいたします。西彼町上岳郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は携帯電話基地局の設置分となります。申請地は西彼町上岳郷字鳥田の田、1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積3,341㎡のうち9㎡を携帯電話の無線基地局電気通信設備用地として使用する申請となっています。工期は令和2年8月1日から同年9月1日を予定しています。関係資料は13頁から18頁までで、13頁に位置図・付近近況図、14頁に現況写真、15頁に字図、16頁に航空写真、17頁に土地利用計画図・平面図、18頁に立面図を添付しています。

次に、2番を説明します。資料の19頁ページをお願いします。資料の修正をお願いします。転用目的欄に防除水槽、資材置き場、駐車場と記載していますが、農業用倉庫の建設に修正をお願いします。説明に入ります。令和2年7月の農地転用許可不要案件届出になりますが、西彼町上岳郷における農業用機械の格納庫建設の分となります。申請地は西彼町上岳郷字内野の田、1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積1,123㎡のうち115㎡を敷地として、57.96㎡の平家倉庫を建築する内容となっています。

関係資料は20頁から28頁までで、20頁に位置図、21頁に付近近況図、22頁に現況写真、23頁に字図、24頁に航空写真を添付しています。25頁に被害防除計画書、26頁に土地利用計画図、27頁平面図、28頁に立面図を添付しています。25頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高0.6m最低0.5m。被害防除措置として、のり面保護をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、自己所有地での対応となるので被害発生の恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、建物の高さを加減する。高さ4.84m程度。被害防除の内容又は被害の恐れがない理由として、自己所有の土地に建物を建設するので、周囲には他人の土地等はないため被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。工期は令和2年8月1日から8月31日までを予定しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 農地改良等届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料の 29 頁をお願いします。令和 2 年 7 月の農地改良等届になります。西彼町白似田郷における農地のせまち直し事業、暗渠排水設置事業の分となります。申請地は西彼町白似田郷字赤似田の田、計 3 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。6,677 m²のうち 2,060 m²についてせまち直し、暗渠排水の設置事業を行うということです。中間管理機構をつうじて借り受け、ブロッコリー等を栽培する予定であったが、水はけが悪く現状では耕作ができないので暗渠排水を設置し改善を図る。また一部せまち直しをして作業の効率化を図りたい。田畑転換を行うというものです。

関係資料は 30 頁から 40 頁までで、30 頁に位置図、31 頁に付近近況図、32 頁・33 頁に現況写真、34 頁に字図、35 頁に航空写真を添付しています。36 頁に被害防除計画書、37 頁に工事計画、38 頁に暗渠排水工事平面図、39 頁にせまち直しの平面・断面図、40 頁に暗渠排水工事標準構造図を添付しています。36 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 0.25m、最低 0.05m、切土を行う最高 0.44 最低 0.44m、被害防除措置として、切り盛りは均平を図るための措置であり被害発生の恐れはない。暗渠排水の設置は地内での地下埋設のため被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、現状のまま利用するので被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流、自然流下となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地改良等届出について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 次に、農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料 41 頁の農地の転用事実の照会について説明します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて、西彼町小迎郷字瀬戸坊頭の畑 1 筆、37 m²について照会があり、令和 2 年 6 月 25 日農業委員、農地利用最適化推進委員と確認を行いました。

添付資料として 42 頁に位置図、43 頁に付近近況図、44 頁に申請地の現況写真、45 頁に字図、46 頁に航空写真を添付しております。本件

は令和2年1月27日の総会にて転用許可不要案件届の受理報告を行った案件で、6月26日に申請の通り非農地として回答いたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地の転用事実に関する照会について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 以上で全ての審議は終了しました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

 次回総会は

 日時 令和2年8月25日(火) 午後2時から

 場所 西海公民館 2階講堂

代 理 これを持ちまして、西海市農業委員会第8回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和2年7月28日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人